

優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十四号

優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則

第一条 優良宅地造成認定事務に関する規則（昭和四十九年広島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（認定申請の手続） 第二条（略） 2（略） 一―六（略） 七 認定を受けようとする者が、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第二項に規定する土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十三条の三第九項第二号ロ及び第二十一条の十九第九項第二号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類 八（略） 3―5（略）	（認定申請の手続） 第二条（略） 2（略） 一―六（略） 七 認定を受けようとする者が、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第二項に規定する土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十三条の三第八項第二号ロ及び第二十一条の十九第九項第二号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類 八（略） 3―5（略）

第二条 優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（認定申請の手続） 第二条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる図書〔法第二十八条の四第三項第五号イ及び法第六十三条第三項第五号イの規定に基づく認定に係る申請にあつては、第八号に掲げるものを除く。〕を添付しなければならない。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文の許可を受けて造成する宅地に係る認定の申請にあつては、設計説明書以外の図書の添付を要しないものとする。 一―七（略） 八 令和八年国土交通省告示第四百七十六号	（認定申請の手続） 第二条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文の許可を受けて造成する宅地に係る認定の申請にあつては、設計説明書以外の図書の添付を要しないものとする。 一―七（略）

別表の書類（同告示の規定に基づき建築士又は宅地建物取引業者による証明がされたものに限り。）

3
―
5
九
（略）

3
―
5
八
（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和十年一月一日から施行する。